

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規則	福島県中小企業高度化資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則	五二
告示	大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件	五一
	農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第一項の規定により認可の申請があった件	五一
	道路の区域を変更する件二件	五一
	福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件八件	五二
公告	落札者を決定した件三件	五三
	土地改良区の役員が退任した旨届出があった件	五三
	福島県病院局	五三
	一般競争入札を行う件	五七
	福島県公安委員会	五九
	福島県公安委員会が認める交通誘導警備業務に係る路線及び区間を定める件	五九
正誤		
	平成二十五年六月四日付付定例第二千四百九十二号中	五〇

規 則

福島県中小企業高度化資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十月六日

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第八十三号

福島県中小企業高度化資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則

福島県中小企業高度化資金の貸付けに関する規則（昭和四十三年福島県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「同項第二十号」を「同項第二十二号」に、「第十一号」を「第十二号」に改める。

別表の13の項及び14の項中「第15条第1項第20号」を「第15条第1項第22号」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の福島県中小企業高度化資金の貸付けに関する規則の規定は、この規則の施行の日以後の資金の貸付けについて適用し、同日前に貸し付けた資金については、なお従前の例による。

（経営金融課）

告 示

福島県告示第七百十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十七年十月六日から同年十一月六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年十月六日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

カワチ薬品会津アピオ店 福島県会津若松市町北町大字始字宮前十番地一ほか

二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要

（商業まちづくり課）

福島県告示第七百十六号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。当該農用地利用配分計画は、福島県農林水産部農業支援総室農業担い手課で平成二十七年十月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月六日

福島県知事 内堀雅雄

貸借権の設定等を受ける者		貸借権の設定等を受ける		認可申請 年月日
氏名又は名称	住所又は所在地	土地		
有限会社 恵 みのファーム	相馬郡新地町谷地小 屋字館前一 六三	相馬郡新地町谷地小屋字 菅ノ沢一 五五〇ほか六 筆	平成二七年 九月二四日	

(農業担い手課)

福島県告示第七百十七号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に
 ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路
 計画課及び福島県南建設事務所平成二十七年十月六日から二週間一般の縦覧に供す
 る。

平成二十七年十月六日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 三四九号	東白川郡鮫川村大字青 生野字大平七二番地 先から 同 郡同 村大字青 生野字姿平八〇番地先 まで	変更前 A 六・四〇 三二・二	変更後 A 六・四〇 三二・二	二、四七四・〇
		変更後 B 一四・四〇 八七・九		二、四二二・六

(道路計画課)

福島県告示第七百十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい
 て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画
 課及び福島県いわき建設事務所平成二十七年十月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月六日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道小名 浜港線	いわき市小名浜字辰巳 町三四番九地先から 同 市小名浜字本町 四二番一地先まで	変更前 二九・三〇 四九・七	変更後 二九・三〇 四九・七	三〇一・七

(道路計画課)

福島県告示第七百十九号
 福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、
 福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十七年七月二十八日次のとおり指定した。
 平成二十七年十月六日

福島県知事 内堀雅雄

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
 大竹 淳一 河沼郡柳津町大字 平成二十七年一月一日から
 柳津字一王町甲二 平成二十三年九月三〇日まで
 一 番 地 河沼郡柳津町大字柳
 津字一王町甲二一 番
 地 (出納総務課)

福島県告示第七百二十号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、
 福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十七年八月三日次のとおり指定した。
 平成二十七年十月六日

福島県知事 内堀雅雄

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
 鈴木 敏雄 喜多方市字百苺田 平成二十七年一月一日から
 七五二一 番 地 の 四 平成二十三年九月三〇日まで
 株式会社棚倉 東白川郡棚倉町大 同
 自動車学校 字棚倉字日向前二
 二〇 番 地 の 一 株式会社棚倉自動車
 学校
 東白川郡棚倉町大字
 棚倉字日向前二二〇

穂積 忠芳
白河市表郷金山字
越堀一〇番地の一

番地の一
穂積商店
白河市表郷金山字越
堀一五九番地の一
(出納総務課)

福島県告示第七百二十一号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、
福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十七年八月五日次のとおり指定した。
平成二十七年十月六日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
福島県知事 内 堀 雅 雄
売りさばき所の名称
及び所在地

松本 健一 田村市船引町門鹿 平成二十七年一月一日から
字外ノ内七番地 平成三十二年九月三〇日まで

ファミリーマート松
本船引店
田村市船引町門鹿字
荒屋敷二九八番地の
一

株式会社社原町
自動車教習所 南相馬市原町区南
町四丁目五〇番地 同

株式会社社原町自動車
教習所
南相馬市原町区南町
四丁目五〇番地
(出納総務課)

福島県告示第七百二十二号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、
福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十七年八月十一日次のとおり指定した。
平成二十七年十月六日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
福島県知事 内 堀 雅 雄
売りさばき所の名称
及び所在地

南会津地区交 南会津郡南会津町 平成二十七年一月一日から
通安全協会 田島字大坪五四番 平成三十二年九月三〇日まで

会長 五十嵐 地の一
博幸 南会津警察署内
(出納総務課)

福島県告示第七百二十三号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、

福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十七年八月十七日次のとおり指定した。
平成二十七年十月六日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
福島県知事 内 堀 雅 雄
売りさばき所の名称
及び所在地

根本 兼利 岩瀬郡鏡石町成田 平成二十七年一月一日から
四九三番地 平成三十二年九月三〇日まで

アイランドネモト
須賀川市志茂字六角
六五番地 ながぬま
ショッピングパーク
内
(出納総務課)

福島県告示第七百二十四号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、
福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十七年八月二十日次のとおり指定した。
平成二十七年十月六日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
福島県知事 内 堀 雅 雄
売りさばき所の名称
及び所在地

いわき市農業 いわき市自由ヶ丘 平成二十七年一月一日から
協同組合 三九番地の二 平成三十二年九月三〇日まで

いわき市農業協同組
合 勿来支店
いわき市勿来町窪田
町通三丁目五一番地
(出納総務課)

福島県告示第七百二十五号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、
福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十七年九月一日次のとおり指定した。
平成二十七年十月六日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
福島県知事 内 堀 雅 雄
売りさばき所の名称
及び所在地

石川 眞奈美 福島市飯坂町平野 平成二十七年一月一日から
字原東二四番地の 平成三十二年九月三〇日まで

佐々木 清 福島市瀬上町字東 同
町一丁目一番六号 福島市瀬上町字東町
一丁目一番六号
福島県警察福島運転

一般社団法人 福島市町庭坂字大 同

福島県交通安 全協会	原一番地の一	免許センター売店 福島市町庭坂字大原 一番地の一
安藤 幸二郎	福島市渡利字柵町 五九番地の二	安藤商店 福島市渡利字柵町五 九番地の二
有限会社プロ・ セール	福島市成川字成田 口一六番地の一二	セブン・イレブン福 島西中央五丁目店 福島市西中央五丁目 三三番地の三
湯野川 政弘	福島市立子山字笠 松五四番地の一	湯野川商店 福島市立子山字笠松 五四番地の一
渡辺 泰雄	二本松市小浜字反 町四一六番地	わたなべ 二本松市小浜字反町 四一六番地
株式会社北部 日本自動車学 校	伊達市原島九五番 地	株式会社北部日本自 動車学校 伊達市原島九五番地 おうみや
三木 文男	伊達市梁川町本町 六四番地	伊達市梁川町本町六 四番地
堀 謙治	伊達市保原町字九 丁目九番地	堀時計店 伊達市保原町字九丁 目九番地
有限会社保原 自動車学校	伊達市保原町字泉 町六五番地	有限会社保原自動車 学校 伊達市保原町字泉町 六五番地
安斎商事合資 会社	伊達郡川俣町字五 百田一六番地の三	安斎商事合資会社 伊達郡川俣町字五百 田一六番地の三〇
渡辺 三喜男	石川郡玉川村大字 岩法寺字関根四番	セブンイレブン石川 南町店 石川郡石川町字南町 一一番地の二
有限会社岩瀬 米肥	須賀川市舘ヶ岡字 町尻五八番地の一	有限会社岩瀬米肥(天 竹商店) 須賀川市舘ヶ岡字町

遠藤 清一郎 田村郡小野町大字 同
小野新町字仲町二
五番地

尻五八番地の一
富屋酒店
田村郡小野町大字小
野新町字仲町二五番
地
(出納総務課)

福島県告示第七百二十六号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、
福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十七年九月十一日次のとおり指定した。
平成二十七年十月六日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 福島県知事 内堀 雅 雄
売りさばき所の名称
及び所在地

穴戸 謙一 福島市方木田字葉 平成二十七年一〇月一日から
ノ木立二九番地の 平成三二年九月三〇日まで 穴戸商店
一 福島市方木田字葉ノ
木立二九番地の一一

長島 則夫 福島市方木田字永 同 長島商店
樋一四番地の八 福島市方木田字永樋
一四番地の八

高野 喜七 伊達市霊山町掛田 同 株式会社岩喜呉服店
字中町二番地 伊達市霊山町掛田字
中町二番地
(出納総務課)

公 告

公告第231号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県環境創造センター三春町施設本館の整備に伴う福島県原子力センター機器等移設業務の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成27年10月6日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
福島県環境創造センター三春町施設本館の整備に伴う福島県原子力センター機器等移設業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室の名称及び所在地
福島県生活環境部環境共生総室水・大気環境課環境創造センター整備推進室 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成27年8月6日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社島津アクセス 東京都台東区浅草橋五丁目20番8号
- 5 落札金額
46,332,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成27年6月16日

（水・大気環境課環境創造センター整備推進室）

公告第232号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県環境創造センター南相馬市施設の整備に伴う福島県原子力センター機器等移設業務の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成27年10月6日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
福島県環境創造センター南相馬市施設の整備に伴う福島県原子力センター機器等移設業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室の名称及び所在地
福島県生活環境部環境共生総室水・大気環境課環境創造センター整備推進室 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成27年8月3日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社東栄科学産業 宮城県仙台市太白区富沢四丁目8番29号
- 5 落札金額
41,029,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成27年6月16日

（水・大気環境課環境創造センター整備推進室）

公告第233号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県環境創造センター三春町施設本館の整備に伴う福島県環境センター機器等移設業務の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成27年10月6日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
福島県環境創造センター三春町施設本館の整備に伴う福島県環境センター機器等移設業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する室の名称及び所在地
福島県生活環境部環境共生総室水・大気環境課環境創造センター整備推進室 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成27年8月3日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社東栄科学産業 宮城県仙台市太白区富沢四丁目8番29号
- 5 落札金額
52,671,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成27年6月16日

(水・大気環境課環境創造センター整備推進室)

公告第二百三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

平成二十七年十月六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

土地改良区の名称

母畑地区土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 鈴木 喜四郎

住所

白河市東上野出島字谷地前一番地五

福島県病院局

(農村計画課)

公告第1号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号。以下「病院局財務規程」という。）第221条第1項の規定により公告する。

平成27年10月6日

福島県立南会津病院長 佐竹賢仰

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 全身用X線コンピュータ断層診断装置 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 平成28年1月29日（金）
- (4) 納入場所 福島県立南会津病院（福島県南会津郡南会津町永田字風下14番地1）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)及び(5)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成27年10月30日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号967-0006 福島県南会津郡南会津町永田字風下14番地1

福島県立南会津病院事務部（総務）

電話0241-62-7111

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において平成27年10月6日（火）から同月30日（金）まで（土曜日、日曜日及び同月12日を除く。）の午前9時から午後5時まで

5 入札説明書等の配布等

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (3) 入札説明書等の郵送による配布は行わない。

6 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 平成27年11月18日（水）午後1時
- (2) 場所 福島県立南会津病院会議室
- (3) その他 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成27年11月17日（火）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、病院局財務規程第192条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、病院局財務規程第174条各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県立南会津病院長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

10 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the equipment to be required : The whole body X-ray Computed tomograph 1set
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 1:00 p.m., 18 November 2015
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 17 November 2015
- (4) Contact point for the notice : Affairs Division Head Office, Fukushima Prefectural Minamiaizu Hospital, 14-1 Nagata-kazashita, Minamiaizu-machi, Minamiaizu-gun, Fukushima 967-0006 Japan TEL0241-62-7111

(事務部 (総務))

福島県公安委員会告示第56号

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条の表の6の項に規定する福島県公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務は、次の表の左欄に掲げる路線に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる区間において行うものとし、平成28年4月1日から施行する。

なお、福島県公安委員会が認める交通誘導整備業務に係る路線及び区間を定める件（平成18年福島県公安委員会告示第41号）は、平成28年3月31日限り、廃止する。

平成27年10月6日

福島県公安委員会委員長 洪 佐 克 之

路 線	区 間
一般国道4号	福島県の全域
一般国道6号	福島県の全域
一般国道13号	福島県の全域
一般国道49号	福島県の全域
一般国道114号	福島県の全域
一般国道115号	福島県の全域
一般国道118号	福島県の全域
一般国道121号	福島県の全域
一般国道288号	福島県の全域
一般国道289号	福島県の全域
一般国道294号	福島県の全域
一般国道349号	福島県の全域
一般国道399号	福島県の全域（ただし、福島市飯坂町茂庭134林班い小班から福島市飯坂町茂庭134林班つ小班までの間を除く。）
一般国道459号	福島県の全域（ただし、喜多方市山都町及び耶麻郡西会津町を除く。）
県道福島飯坂線	福島県の全域
県道日立いわき線	福島県の全域
県道原町川俣線	福島県の全域
県道いわき石川線	福島県の全域
県道小名浜四倉線	福島県の全域
県道いわき上三坂小野線	福島県の全域
県道小名浜平線	福島県の全域

県道常磐勿来線	福島県の全域
県道会津若松裏磐梯線	福島県会津若松市の全域
県道河内郡山線	福島県の全域
県道須賀川二本松線	福島県の全域

(生活安全企画課)

一 二 六 四	上	後 ろ か	四 九 ・ 七	四 七 ・ 三	○平成二十五年六月四日付け定例第二千四百九十二号中	ペ ー ジ	段	行	正	誤	正 誤
------------------	---	-------------	------------------	------------------	---------------------------	-------------	---	---	---	---	--------